






和解仲介手続申立書

2015 (平成27) 年11月4日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人弁護士	小野寺	利孝	
同	広田	次男	
同	鈴木	堯博	
同	清水	洋	
同	高橋	右京外	

申立人 別紙申立人目録参照

申立人ら代理人 別紙申立人ら代理人目録参照

被申立人 別紙被申立人目録参照

申立ての趣旨

被申立人は、別紙申立人目録記載の各申立人に対し、各申立人に係る別紙請求金額目録の請求金額欄記載の各金員及び同金員に対する平成23年3月11日から各支払い済みまで年5分の割合による各金員を各支払えとの調停を求める。

申立ての理由

第1 本件申立人らの故郷・山木屋

1 はじめに

本件申立人らは、福島県伊達郡川俣町山木屋地区に居住していた住民である。被申立人東京電力株式会社は、福島第一原子力発電所を所有し稼働させていたものであるが、東日本大震災により原発事故(以下、「本件原発事故」という。)を発生させた。

福島第一原発の北西方向約37～8キロのところに山木屋地区がある。

申立人らは、本件原発事故により、居住していた山木屋地区から避難することを強いられ、故郷を追われた結果、住居はおろか生活の糧を失い現在に至っている。

現在山木屋地区は、居住制限区域または避難指示解除準備区域に指定され申立人らは故郷山木屋に戻るに戻れない状況に陥っている。

申立人らは、本件原発事故により発生した各自の財物損害並びに営業損害を中心とする損害賠償請求を行うものである。

2 本件事故前における山木屋地区の概要

(1) 山木屋の地勢等

申立人らが居住していた地域は福島県伊達郡川俣町山木屋である。

ア 位置、面積

川俣町山木屋は、福島市の東南約40キロメートル、阿武隈高原の標高540メートル以上の山中にある。東西約12キロメートルで南北がやや狭く、中央を東西に走る国道114号線（富岡街道）の南北に狭い水田帯、さらに山峡が延びている。南と北の大部分が山岳地帯である。

イ 人口

山木屋の人口は、本件事故前の2010（平成22）年度の統計では、334世帯1,183人であり、その面積は、37.40平方キロメートルである（川俣町HPより）。

ウ 行政区

川俣町山木屋は、既存の集落をもとに11の行政区に分かれている。それぞれの行政区は、町の行政と密接に関連しながら、地域の諸課題の解決や地域福祉の向上に努め、地域コミュニティの中心となっている。

(2) 山木屋の産業

かつては「冷害の村山木屋」といわれるほどに貧しい農村地域であった山木屋は、村民^{こそ}挙っての懸命な努力により、1970（昭和45）年代から著しい発展を遂げることとなる。

国道114号線が完備し、それから各集落へ行く町道は拡張され整備された。水田の基盤整備事業が完了し1枚3反歩の水田も至る所に出現し川俣町随一の稲作地帯となった。

水田に呼応して畑も拡張整地され、広大な煙草畑が生まれた。最盛期には葉煙草の売上高が7億円を突破したこともある、県北地方第一の葉煙草生産地となった。

県営や個人経営の牧場も存在し、数多くの乳牛が飼育されていた。さらには桑畑や寒冷地蔬菜園も広がり、近年では生花栽培農業も発展していた。

他方、通信会社や鋳物工場などの工場も操業し、農工一体の農村構造となっていた。舗装された道路が各家の庭先まで延びて自家用車や大型の農耕機

が出入りしていた。自家用車の保有率は川俣町一番であった。

(3) 山木屋の伝統文化

山木屋では昔から伝統的な文化が培われてきた。とりわけ有名なものは、川俣町の重要無形文化財に指定されている「山木屋の三匹獅子」といわれる獅子舞である。一説によれば、16世紀に、山の猛獣が現れて田畑を荒らすので、村中相談の上、獅子舞を神様に奉納して村の安全と五穀豊穡を願ったことに始まるといわれている。それほどに信仰文化と伝統文化が根付いている地区なのである。

3 本件事故による山木屋地区の特徴的被害

(1) 計画的避難地域の指定

山木屋地区は、2011（平成23）年4月22日に「計画的避難地域」に指定された。

※計画的避難地域…福島第一原発から半径20km以遠の周辺地域で、気象条件や地理的条件により放射性物質の累積が局所的に生じ、事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある、積算線量が高い地域。

(2) 放射能線量の現状

申立人ら山木屋地区の住民は、本件事故により避難を余儀なくされ、山木屋地区は壊滅的な打撃を受けた。他の近隣市町村同様、高濃度汚染、特に土壌汚染は深刻であったが、4年7ヶ月を経過した現在もなお被害の現状は少しも改善されていない。

確かに、空間線量は、本件事故直後の3月17日、山木屋郵便局前で1時間当たり15.7 μ Svであったものが、今では1 μ Sv前後まで下がってはいる。しかし、土壌線量はセシウム134とセシウム137の合計で山木屋地区最高値1 m^2 当たり165万Bq/kgを記録している。これはチェリノブイリの厳戒管理区域の555,000Bq/kgを遙かに超える数値であり未だ放射能汚染は続いていると言わざるを得ない。

(3) 避難区域再編

2013（平成25）年7月、川俣町町議会は、計画的避難区域に指定されていた山木屋地区について、行政区11のうち1区を「居住制限区域」、他の10区を「避難指示解除準備区域」に見直す避難区域再編案の受け入れを決めた。

居住制限区域は、年間被ばく放射線量が20mSv超～50mSv以下、避難指示解除準備区域は20mSv以下である。山木屋地区は未だにこのような高線量地区であるのである。

(4) 地域コミュニティとしての山木屋地区

山木屋地区では、本件事故以前には、地域住民が日常的に集い、集落道や用排水路の維持管理、共同墓地の維持管理、寺社の存続、冠婚葬祭、病気や火災などの不時の災難への対応等々、地域共同体において相互に扶助して生活を維持してきた。

生活の利便性の高くない中山間地域では、本来行政の担うべき仕事を住民が肩代わりして行うこともしばしばであった。例えば、生活道の清掃、整備、維持、補修や税金の徴収（いまでも存在する集落ごとの納税貯蓄組合）などである。川俣町全体では現在97の集落に納税組合があり、山木屋地区でも本件事故前は約5割の集落で納税貯蓄組合があつて、住民が収納対策をもしていた。

かかる地域共同体としての機能が、一瞬の原発事故により崩壊してしまった。地域住民は避難生活を余儀なくされ、山木屋を出て行ったまま未だに帰還することができないでいる。これまでの地域コミュニティの生活環境を維持することは不可能な常態となっており、地域コミュニティの崩壊一步寸前の状態に陥っている。

(5) 地域コミュニティの崩壊

山木屋地区の約340世帯1200人の殆どの住民が帰還し、事故以前の日常生活が復活できなければ、これまでの生活は維持できないことは明白であ

る。

帰還する住民が少なければ、商店も銀行も病院も存続し得なくなり住民の日常生活が成り立たなくなる。

また山木屋地区は美しい自然の下農業が盛んであったが、放射能汚染により田畑も山林もその機能が失われた。農地や住宅地周辺を除染しても、より広大な山林を含め地域を丸ごと除染することなくして山木屋地区の再生はあり得ない。

地域農業の実際の担い手は70歳以上の高齢者であるが、除染には相当年数がかかるため、除染されても、農業の担い手は年齢的にみて現場では働けなくなるのは必至である。しかも、高価な農機具や農業施設は共同で維持管理しているものが多いため、帰還しない住民が多数に上れば、それらの維持管理は経済的に不可能となる。しかも、大型機械の操作や作業は高齢者では困難であるため、若手の農業者が帰還しなければ農地や用水路の維持管理も不可能となる。

水田を管理する場合でも、30戸の集落で5戸しか帰還しなかったとすると、5戸の水田に水を引こうにも、残り25戸の水田を通らなければならず、25戸の水田の管理ができない以上、5戸の水田には水を引くことは不可能となる。しかも、5戸の水田だけ病害虫駆除の消毒作業をしても、他の25戸の水田で病害虫が発生したら、何の意味もなくなる。つまり、農業というのは、自然相手のために、集落全体で総合的に維持管理しなければ成り立ち得ない産業なのである。

山木屋の郷土芸能は、それぞれの集落で祖先から脈々と受け継がれてきた。放射能汚染の不安で子供達が帰還しなければ、山木屋の伝統文化を受け継ぐ者がいなくなる。山木屋地区には400年の歴史を誇る「三匹獅子舞」が2つある。現在は神社での祭礼奉納もできず、郷土芸能はまさに存亡の危機に瀕している。

寺社も、檀家や氏子が減少すれば、維持できなくなる。その結果、葬式や祭礼も実施困難になる。

山木屋地区のような地域共同体として成り立つ社会は、人間関係、産業、風俗習慣、祭事、宗教も含め、何百年もかけて築き上げてきたものである。本件事故は、それらすべてを奪い去り、自然を相手に暮らす農村社会に住む人間の生活基盤を根こそぎ奪い去った。

本件事故による避難によって、地域コミュニティにおける住民の日常生活も成り立たなくなり、農業等の産業も荒廃し、何百年も続いてきた伝統的な地域文化遺産までが破壊された。

まさに地域コミュニティの全面的崩壊が起こっているのである。

4 まとめ

以上のような状況におかれた本件申立人らは、東京電力を被告として故郷喪失慰謝料等を求めて福島地裁いわき支部に、2013年（平成25年）12月に避難者損害賠償請求訴訟を提起した。

しかし、この訴訟は、同支部に係属している大量原告の同種先発訴訟と併合して審理されているものの、審理は容易には進まず、本件申立人らの被害立証がいつになるかの見通しも立たない状況にある。訴訟における解決を待っているだけでは、生活再建を図ることができないまま時間だけが推移することになる。本件申立人らの多くは高齢であることからすみやかに本件事故からの被害救済を図る必要がある。

よって本件申立人らは速やかな被害救済を求めて本件申立に至ったものである。

第2 申立人らの損害の概要

1 はじめに

本件申立にあたっては、上記のように損害賠償請求訴訟が係属中であること

から、速やかな解決にふさわしい財物賠償としての不動産賠償と動産賠償並びに営業損害について損害賠償請求に限定して申し立てるものである。

そのうち不動産賠償については、中間指針第4次追補において明示された住居確保損害の指針を考慮しつつ、山木屋地区の被害者の特性に照らして被害者救済の見地からより詳細に考察して損害額を算出する。

まず土地及び建物について居住用と非居住用に分けてその損害額を算定する。つぎに農地山林を含めた土地については、単に固定資産税評価額を基礎として算出するのではなく、より山木屋地区の被害の実態に照らして公用収用等を基礎としてよりその実勢価額に近い額を基礎として損害額を算出するものとする。

以下具体的に述べる。

2 宅地

(1) 居住用宅地

中間指針第4次追補は「宅地取得のために実際に発生した費用」を賠償するとした上で、「賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとする」としている。

原紛センターは、原則として現実の費用支出を必要としつつ、例外を広く許容して柔軟に解釈している。すなわち同センターでは、まだ移住や移住先不動産の取得をしていない場合であっても、移住先となる地域を決定し、乃至は移住する蓋然性が高い場合には、移住先と考えられる地域の地価単価を基礎として賠償額を決定する方向での和解も可能となっている。

実際、住居確保損害は、本件事故前の居住用の土地建物の価値に加えて、その価値と避難先など新たな場所にて居住用の不動産を取得するための費用と解されるところから、現実の支出を先行させるのではなく、より柔軟に解すべきであると思料する。

ところで山木屋地区の被災者は、隣接地の福島市内へ移住する蓋然性が高いことから、住居確保損害は福島市内の平均宅地面積を標準面積とし山木屋地区における事故時の各申立人所有の宅地面積から福島市内の平均宅地面積を差し引いた面積を基礎として考えるべきである。

また山木屋地区の宅地については、東電基準のように単純に固定資産税評価額を基礎とし1.43倍としたものとする、極めて低廉な価額になり宅地を再取得して住居を確保することが不可能となりかねない。それゆえ山木屋地区の住居確保損害を算定するには山木屋地区内の直近（平成5年時）の公用収用価格である金6,100円を基礎とすべきである。

なお、このとき価値減少率は考慮しない。中間指針第2次追補では、居住制限区域並びに避難指示解除準備区域の不動産については価値減少率をとっている。東電は当初使用不能の見込み期間を72ヶ月＝6年とした上で居住制限区域は36ヶ月、つまり全損の1/2、避難指示解除準備区域は24ヶ月、つまり全損の1/3というように賠償額を時価相当額から減額していた。しかし、現在、原紛センターの和解案では東電の基準を超えて使用不能期間、管理不能期間と認定することも多いことや、実際6年で帰還できることはないと思料することから、本件申立においては価値減少率を考慮しないものとする。

かかる見地から、住居確保損害における宅地の損害額を計算すると次のとおりとなる。

各申立人の事故時所有居住用宅地面積から福島市内の平均居住用宅地面積(241.35㎡)を差し引いた面積に、山木屋地区の公用収用価格(6,100円/㎡)を乗じた金額と、福島市内の平均宅地面積に平均宅地単価を乗じた金額(241.35㎡×47,159円＝11,381,824円)との合計額を基礎とする。

$$\begin{aligned} \text{【計算式】} & \text{ (各申立人所有の宅地面積} - 241.35 \text{ m}^2 \text{) } \times 6,100 \text{ 円} \\ & + 11,381,824 \text{ 円) } = \end{aligned}$$

(2) 非居住用宅地

非居住用宅地については、直近（平成5年時）の公用収用価額（6,100円）を基礎として算出するものとする。

【計算式】 各申立人所有の宅地面積×6,100円＝

2 建物

(1) 居住用建物

山木屋地区は現在もなお居住制限区域又は避難指示解除準備区域とされていることから、前述の理由により建物の価値減少率は考慮しないものとする。

そして居住用建物の新築時価格については、当該建物の新築価格を基礎とすべきであるが、それが不明の場合には福島原発事故発生時の平成23年の居住用建物平均新築価格単価158,800円に床面積を乗じたものとする。

【計算式】

新築時価格（実際価格 or 158,800円）×延べ床面積＝

(2) 非居住用建物

非居住用建物の新築価格については、平成23年の非居住用建物平均新築価格単価の72,000円に床面積を乗じたものとする。

【計算式】

新築時価格（実際価格 or 72,000円）×延べ床面積＝

3 居住用建物に付随する財物

(1) 外構

外構の評価については、簡易算定として平成24年7月20日の経済産業省の基準に準じて、以下のとおり、前記居住用建物評価額の10%を外構評価とする。

【計算式】

前記居住用建物評価額×0.1＝

(2) 庭木

庭木の評価については、簡易算定として平成24年7月20日の経済産業省の基準に準じて、以下のとおり、前記建物評価額の5%を庭木評価とする。

【計算式】

前記居住用建物評価額×0.05＝

4 宅地・建物以外の不動産について

(1) 東電基準

まず東電基準は、平成22年度固定資産税評価額に対し、田、畑、山林、原野、牧場等々に区分し、田については×12.16、畑については×33.33、山林、原野、牧場については×20.00をそれぞれ基礎としている。

(2) 生活再建を可能にするための損害額の算出を

農林業を主とした生業として生計を立ててきた山木屋地区の被害者は、かかる基準に基づく損害賠償金の算定では生活再建が到底不可能である。それゆえ山木屋地区の被害者が生活再建を可能ならしめるために、少なくとも直近（平成5年時）の公用収用価格を基礎として損害額を算出すべきである。具体的には次のとおりとなる。

(3) 農地

農地（田・畑）については、直近（平成5年時）の公用収用価格を基礎とすべきあるので、田が2,000円/㎡、畑が1,500円/㎡となる。

【計算式】

田・・・田の所有面積×2,000円＝

畑・・・畑の所有面積×1,500円＝

(4) 山林

山林については、福島県の平均買収単価基準（相双建設事務所回答書/飯舘村ML：4144参照）、具体的には平成22年度に国道399号における「地域づくり交流促進工事」のため所有者から買収した土地（飯舘村大字飯樋

地区)の平均単価(山林400円/㎡)を基礎とする。

【計算式】

山林の所有面積×400円＝

(5) 牧草地

牧草地については別途考察が必要である。牧草地は、山林原野を開拓し長年月を経て牧草地としての効用を果たすことができるものとなる。しかも、牧草地は、放牧牛などの家畜の生育にとって不可欠な飼料を栽培するための土地であって、畑と同様の管理が必要とされるものであるから、畑と同等の価値があると評価すべきである。したがって、畑に準じて損害額(1,500円/㎡)を算定するのが相当である。

【計算式】

牧草地の所有面積×1,500円＝

(6) 用悪水路

山木屋地区の「用悪水路」は、田に水を注ぐための農業用水路としての溜池(灌漑用水路)として用いられている。山林から流れ落ちてくる水は冷たいために溜池に水を一定期間溜めておいて適温になってから田に水を引くことになる。山木屋地区の「用悪水路」は稲作農業にとって不可欠のものであり、田と同じ管理が必要とされるものであるから、田と同等の価値があると評価すべきである。したがって、田に準じて損害額(2,000円/㎡)を算定するのが相当である。

【計算式】

用悪水路の所有面積×2,000円＝

(7) 立木

立木については基礎となる基準はないことから東電基準(平成26年5月16日付け福島民報参照)に基づくものとする。同基準では帰還困難、居住制限、避難指示解除準備区域において、以下の基準で賠償していることか

ら山木屋地区においてもこれに準じて賠償すべきである。人工林は1畝あたり100万円(100円/m²)、天然林は1畝あたり30万円(30円/m²)である。

【計算式】

人工林…所有面積×100円＝

天然林…所有面積×30円＝

5 農機具

申立人らの生活を再建するためには、新たに同種同等の農機具を取得する以外に途はない。それゆえ当該農機具を再取得するために必要な金額、すなわち時価を基準に損害額を算出する。

ただ減価償却はしない。減価償却後の価値を損害額の基礎とすると被害者の生活再建など不可能となるからである。

6 営業損害

確定申告書添付の営業利益、貢献利益当を考慮して算出する。

第3 まとめ

以上のように各申立人の財物損害額を算出すると別紙のとおりとなるところ、各申立人は別紙のとり損害賠償請求をするものである。

以上